

# 税金 Q & A

**Q** 私は、今月A市に転出することになりました。ついては住民税（町民税・県民税）はどのようになるのか、教えてください。

**A** 住民税は、毎年1月1日現在に住んでいる市町村に納めることになります。

つまり、前年1年間の所得について、翌年の1月1日に住んでいる市町村に、2月16日から3月15日までに申告をして、6月から課税され、年4回（サラリーマンなどは年12回）にわけて納付します。

年の途中で、よその市町村に転出しても、1月1日に住んでいる（いた）市町村に1年分の納税をする義務があるのです。（月割の制度はありません）

したがって、あなたのA市への納税義務は、来年からということになります。



## 水道料金が

### 十月一日から変わりました

上水道事業の健全な経営を維持して行くため、止むを得ず次のように料金の改定を行いました。

みなさんのご理解、ご協力をお願いします。

基本料金—一立方メートルまで

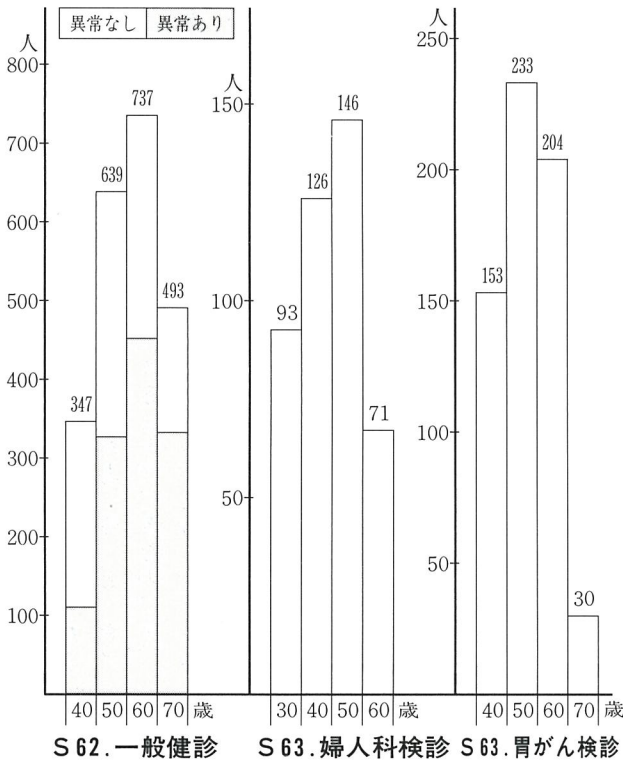
一、六五〇円→一、七五〇円  
 超過料金—十立方メートルを超え分につき、一立方メートル当たり

一六〇円→一七五円

（昭和六十三年九月～十月分、十月分～十一月分の料金は、

日割計算をします。）

お問い合わせは  
 八匠水道企業団  
 ☎73-3171へ



町では、成人病予防のために次の健診を行っていますのでご利用ください。

## 保健婦メモ

### 四十歳からの健康

十月十日から十六日までの一週間は「四十歳からの健康週間」です。

長くなった老後を健やかに過ごすには壮年、実年期からの健康づくりと成人病予防が大切です。四十歳になったら各種の健診を受け健康管理をしましょう。

昨年の各種健診受診者の年齢別をグラフにしましたのでご覧ください。

全体的に見て四十歳代の受診者は少ないようです。「まだ若い年代で働き盛り、健康には自信があります」という方が多いとは思いますが「転ばぬ先のツエ」ということわざもあります。健康な時こそ健診を受けましょう。

ちなみに健診を受けない人の理由は①忙しくて時間が無い。②健康には自信がある。③病気が見つかるのがこわい。④どうせ健診で見つかるのは少ない。などでした。

- 胃がん検診
- 婦人科 乳がん検診
- 肺がん検診
- 一般健診（血圧、心臓関係）
- 住民検診（結核関係）

現在、一般健康診査が行われています。広報九月号でもお知らせしましたが、より充実した健診にするため、血液検査（肝機能、総コレステロール、貧血検査）を行っていただきますので是非ご利用ください。